

アクセストレード利用規約

アクセストレード利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社インタースペース（以下「弊社」といいます）が提供するアフィリエイトマーケティングサービス（以下「本サービス」といいます）において、マーチャント（第1条で定義します）と弊社との関係を規律する基本規約とし、マーチャントが本規約の内容を承認して弊社と契約を締結した場合には、互いに信義誠実の原則に従って本規約を遵守するものとします。

第1条 (定義)

本規約において使用される各用語は、以下のとおりとします。

- (1)「マーチャント」とは、弊社所定の方法により本サービスに申込み、パートナーサイトに自らの広告を掲載することによって、ビジターをマーチャントサイトへ誘導することを意図する者をいいます。
- (2)「マーチャントサイト」とは、マーチャントが運営・管理する自らの商品やサービスを提供するウェブサイトを開きます。
- (3)「パートナー」とは、本サービスを利用し、マーチャントが指定する広告を、自らのウェブサイトに掲載することによって、ビジターをマーチャントが運営・管理するサイトへ誘導し、その対価として弊社を通じて広告報酬を得ようとする者をいいます。
- (4)「パートナーサイト」とは、パートナーが本サービスに登録した、自らが管理・運営するインターネット上のウェブサイトを開きます。
- (5)「ビジター」とは、パートナーサイトに掲載されたマーチャントの広告を閲覧して、当該広告のリンクを通じて、パートナーサイトからマーチャントサイトへと移動する者をいいます。
- (6)「提携」とは、本サービスにおいて、マーチャントとパートナーとの間でなされる広告の掲載条件の合意を開きます。
- (7)「管理画面」とは、弊社が本サービスにおいてマーチャントに提供する、提携の承認や成果の承認を行ったり、広告報酬の条件等を確認したりすることができるマーチャント専用のウェブページを開きます。

第2条(本サービス)

1. 本サービスは、マーチャントが設定した広告報酬条件に応募し提携の申請したパートナーの中から、マーチャントの商品・サービスに適合すると判断したパートナーとの間で提携の承認を行い、提携パートナーサイトの広告掲載を経由して、ビジターからマーチャントの商品・サービスの登録、申込および購入等があった場合に、広告成果報酬を支払うアフィリエイトマーケティングシステムです。
2. マーチャントは、弊社が提供する本サービスシステムを利用できます。
3. マーチャントは、弊社から広告の掲載を行うパートナーサイトの紹介を受けることができます。
4. 弊社はマーチャントに対し、弊社が管理するウェブサイトにてマーチャント専用の管理画面（以下「管理画面」という）を提供します。マーチャントは管理画面において、パートナーサイトに対する提携の承認、成果報酬設定の確認、成果の承認、広告掲載効果の統計情報の閲覧等を行うことができます。
5. 本サービスの提供開始時期は、申込書受領もしくは契約締結後、マーチャントからの第4条に規定する金銭の受領が確認され、かつ、パートナーサイトへの広告配信の開始時となります。

第3条(契約期間)

1. マーチャントと弊社との契約期間は、申込書等による特段の定めがない場合は、本サービスの提供開始日から6ヶ月後の末日（毎月1日が提供開始日の場合は6ヶ月後となります）までとします。
2. 前項の定めにかかわらず、マーチャントから弊社に対し、契約期間満了日の1週間前までに、メールにて終了もしくは更新を行わない旨の申し出を通知しない場合は、同一条件にて契約が更新されるものとします。更新後の契約期間についても同様とします。
3. 第1項の規定にかかわらず、マーチャントと弊社との間で、申込書もしくは個別の契約書（以下「個別契約」といいます）に別途の定めがある場合は、当該個別契約の定めが優先されます。

第4条(利用料金等)

本サービスの利用料金は、以下のとおりとし、申込書の支払条件に従うものとします。

- (1) 広告成果報酬 広告成果報酬は、次の項目で構成され、申込書に記載のとおりとします。
パートナーに対する成果報酬額（パートナー成果報酬）
弊社に対する手数料額（アクセストレードコミッション）
- (2) 初期登録料 本サービスを利用するために必要な初期登録料で、サービス利用開始後の最初の請求時に他の利用料金と合わせて、弊社の指定口座に振り込んで支払うものとします。登録後においては初期登録料の返還は行えないものとします。
- (3) 保証金（デポジット） 本サービスを利用する際にあらかじめ預託される金員で、契約終了時点で未払債務があった場合は、保証金から当該未払債務を控除した残額をマーチャントに返還します。
- (4) 月額システム利用料 本サービスの月額利用料で、申込書に記載のとおりとします。1ヶ月に満たない月額システム利用料については、日割計算によって算出されます。
- (5) オプション利用料 マーチャントが、別に定めるオプションサービスの提供を受ける場合に支払う利用料です。

第5条(広告の掲載)

1. マーチャントは、本サービス利用開始時まで、マーチャントの広告を掲載するために必要な情報(マーチャント情報、マーチャントサイト、ロゴおよび説明文等)を弊社に提供するものとします。
2. マーチャントは弊社に対し、広告で使用する情報(ロゴ等)が第三者の著作権、商標権、肖像権、その他の権利を侵害していないことを保証するものとします。

第6条(掲載条件の決定)

1. マーチャントは、本サービス利用開始日まで、広告掲載の提携条件、報酬設定、広告原稿の種類等を決定するものとします。
2. マーチャントとパートナーとの提携手続は、パートナーからの提携申請に対し、マーチャントが管理画面「提携管理」において、個々の提携の承認または却下(マーチャントが委任した場合は弊社)の選択をするものとします。
3. 前項の提携手続において、マーチャントがパートナーへの提携の可否を保留した場合、申込書の提携条件に記載の提携承認期日を越えても、承認または却下の判断がなされない場合は、自動的に提携の承認判断がなされたものとみなされることをあらかじめ承諾するものとします。

第7条(成果報酬額の確定)

1. マーチャントは、管理画面を随時確認するものとします。マーチャントは、広告掲載の成果を、基本的には成果発生日後速やかに、管理画面の承認画面にて、個々の成果を承認または却下(マーチャントが委任した場合は弊社)するものとします。成果承認の期限は、申込書に記載された日(以下「成果承認期限日」といいます)までとします。なお、原則として成果承認期限日を越えても承認または却下の判断がなされない場合は、自動的に承認判断がなされたものとみなされることをあらかじめ承諾するものとします。また、広告掲載の成果につき疑義がある場合は、成果の承認後1週間以内に弊社に通知するものとします。
2. 成果の承認により、マーチャントは、弊社に広告成果報酬の支払義務を負い、成果の承認後においては、原則として取消や撤回をすることができないものとします。
3. マーチャントが成果承認方法を不要とする選択をした場合(自動全承認) 個々の成果が発生した時点で、個々の成果が承認、確定したものとみなします。

第8条(支払方法)

1. 弊社は、前条により確定した毎月の広告成果報酬、月額システム利用料およびオプション利用料を月末締めにて集計し翌月5営業日までにマーチャントに請求いたします。マーチャントは申込書等で別途定める期日までに、弊社の指定する銀行口座に振込むことにより支払うものとします。振込手数料については、マーチャントの負担とします。
2. マーチャントが、前項の支払いを遅延した場合、支払期限の翌日から完済までの債務残高に対して商事法定利率による遅延損害金を付加して支払うものとします。

第9条(環境整備)

弊社はマーチャントに対し、本サービスに必要なマーチャントサイトに関連する環境の整備を、依頼することができるものとします。マーチャントは、広告掲載の成果向上のため、これに協力するものとします。

第10条(マーチャントの義務)

1. マーチャントは、弊社が提供する本サービスプログラムが正常に稼動するよう、マーチャントサイトに関連する環境を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、中断・停止状態に陥らないように努めるものとします。
2. マーチャントは、本サービスの提供を受けることに支障が生じた場合、またはその他問題を発見した場合は、直ちに弊社に報告するものとします。当該支障等の原因が、マーチャントの責に帰すべき事由による場合には、マーチャントが自らの責任と費用負担(未払成果報酬相当額を含みます)により対処するものとします。
3. マーチャントは、管理画面等を基に開示される情報を用いて、弊社に不利益を与える目的で、弊社を介さずにパートナーとの間で直接に広告報酬契約を締結し、またはその働きかけをしてはならないものとします。本項の規定は、契約期間満了後1年間効力を有するものとします。ただし、パートナーが次の事項に該当する場合は、契約期間満了後においては、弊社の不当な不利益を与えない限り許容するものとします。
 - (1) マーチャントの紹介により本サービスに参加したパートナー
 - (2) 本サービスをマーチャントに紹介し参加を促したパートナー
4. 前項の規定に違反して、弊社に不利益を与える目的でアフィリエイトプログラムを迂回してマーチャントが直接にパートナーと広告掲載契約を締結した場合は、マーチャントは弊社に対し、金100万円を違約金として支払うものとします。なお、弊社による別途の損害賠償請求を妨げないものとします。
5. マーチャントは、自己の事情により、本サービスの休止を希望した場合、休止期間においても月額システム利用料、広告成果報酬およびオプション利用料の支払義務を免れず、減額請求はできないものとします。

第11条(ID・パスワードの管理)

1. マーチャントは、弊社より発行されるID・パスワードの使用および管理について一切の責任を負うものとします。

2. マーチャントは、ID・パスワードを第三者に使用させ、もしくは貸与、譲渡または担保に供することはできないものとします。
3. マーチャントに付与されたID・パスワードにより本サービスが利用された場合は、第三者の利用であっても、マーチャントの自己の利用とみなされるものとし、マーチャントは、いかなる事由によっても、その利用に関する責任を負うものとします。

第12条(本サービスのメンテナンス)

本サービスのメンテナンスは、定期と不定期を問わずに実施されるものとします。メンテナンス期間中の本サービスの停止に関し、マーチャントは異議や損害賠償の申立を行わないものとします。

第13条(サービスの停止、変更、修正、追加、削除)

弊社は、いつでも本サービスを停止、変更、修正、追加または削除することができるものとします。弊社が必要と判断した場合は、マーチャントに対し事前に告知または連絡するものとします。

第14条(保証金)

1. 保証金は無利息にて預かるものとし、契約期間終了後に返還するものとします。ただし、マーチャントに残存債務がある場合は、当該残存債務額を差し引いた上で返還するものとします。また、マーチャントは、保証金を利用料金等に充当することを要求できないものとします。
2. 弊社は、マーチャントに対する金銭債権がある場合は、保証金返還債務と相殺できるものとします。
3. マーチャントは保証金返還請求権を第三者に譲渡、または担保権の設定をしないものとします。

第15条(個人情報の管理)

弊社は、本サービスの提供により弊社が取得した個人情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等によって当該個人を識別できるもの)の取り扱いについては、別に定める[プライバシーポリシー](#)を遵守するものとします。

第16条(秘密保持)

マーチャントおよび弊社は、相手方の事前の承諾なしに、本サービスの契約期間中に知り得た技術上、業務上その他の秘密を、第三者に知らせてはならないものとします。契約期間満了後においても、同様とします。

第17条(著作権等知的財産権)

本サービスにおけるシステムプログラム等の著作権、その他本サービスに関連する知的財産権は弊社に帰属するものとします。

第18条(契約の解除)

マーチャントおよび弊社は、相手方が次の各号のひとつに該当したときは、催告することなく直ちに契約を解除できるものとします。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行、滞納処分または保全処分を受けたとき
 - (2) 手形、小切手の不渡りがあったとき、または銀行取引停止処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - (4) 解散決議があったときもしくは転廃業しようとしたとき、または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (5) 監督官庁から営業の取消処分、または停止処分を受けたとき
 - (6) 販売する商品もしくは提供するサービス、掲載広告、販売方法、情報管理等について監督官庁による注意または勧告を受けたとき
 - (7) 販売する商品もしくは提供するサービス、掲載広告、販売方法、情報管理等が公序良俗に反し、または法令に抵触する可能性が高いと判断されるとき
 - (8) 支払期日を経過してもなお料金等を支払わないとき
 - (9) 本規約に違反し、是正要求によっても改善されないとき
 - (10) その他、契約を継続しがたい事由が発生したとき
2. 前項の規定により弊社が契約を解除した場合には、マーチャントは、本サービスの利用料金を弊社の請求に基づき、直ちに支払うものとします。
 3. 本条に基づく解除手続は、解除日までの未確定報酬の金額確定とマーチャントによる弊社への支払履行をもって完了するものとします。

第19条(解約)

1. マーチャントは弊社に対し、契約期間満了日の1週間前までに弊社所定の方法により、本サービスの終了または更新を行わない旨の通知をすることにより、契約を終了させることができます。
2. サービス終了時の広告成果報酬は、契約期間満了日の30日後をもって成果報酬額を確定するものとし、マーチャントによる弊社への支払履行をもって完了するものとします。

第20条(不可抗力)

天災、火災、地震、ストライキ、洪水、暴風雨、疫病、暴動、テロ、戦争行為、政府の行為、通信サービスもしくはインターネット環境の不通、不能状態を含むがこれらに限定されない、弊社の妥当な管理を超えたその他の事由により、本サービスの全部または一部が不履行または遅延した場合において、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第21条(監査業務)

本サービス提供期間中、弊社はマーチャントの広告を掲載するパートナーサイトを適時監査するものとし、マーチャントの定めた広告掲載条件を超えた、または虚偽、誇大な表現を行うパートナーサイトに対し、表現の修正や削除等の要請し、広告掲載に関する法令順守等の啓蒙に努めるものとします。また、マーチャントは、当該虚偽、誇大表現を行っているパートナーサイトを発見した場合は、弊社に通知するものとします。

第22条(責任の範囲)

1. 本サービスの提供不能または不完全な提供、情報の喪失等の事態が発生し、この原因が弊社の責めに帰すべき事由による場合、弊社は速やかに補修・改善するよう努めるものとします。ただし、合理的範囲内で補修・改善を繰り返しても完全に修復できない場合にはこの限りではないものとします。
2. マーチャントの販売する商品または提供するサービス、掲載広告、販売方法および情報管理等に関し紛争が発生した場合は、マーチャントが自らの責任と費用負担において措置を講じるものとします。

第23条(損害賠償)

1. 弊社は、本サービスに関し弊社の故意または過失によりマーチャントが損害を被った場合、当該契約期間中にマーチャントが弊社に支払った月額システム利用料、広告成果報酬の合計額を限度として損害を賠償するものとします。なお、マーチャントからの損害請求については、弊社とパートナーとの広告成果報酬の支払条件から成果承認後30日以内に弊社所定の方法にて申し出ることとし、弊社の検証により損害額を確定するものとします。
2. マーチャントは、本サービスに関連してマーチャントの故意または過失により弊社に損害を与えた場合、直接かつ現実に生じた損害額を弊社に賠償するものとします。
3. マーチャントおよび弊社は、第三者との間でトラブルが発生し、これにより相手方に損害を与えた場合には、直接かつ現実に生じた損害額を相手方に賠償するものとします。

第24条(権利の譲渡等禁止)

マーチャントおよび弊社は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本規約に定める権利の一部または全部を第三者に譲渡しあるいは担保に供し、又は第三者に使用させてはならないものとします。

第25条(準拠法)

本規約の成立、効力、解釈等については、日本国法が適用されるものとします。

第26条(合意管轄裁判所)

マーチャントと弊社との間で、本規約に関連した紛争が生じた場合、訴額に応じて東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第27条(規約の変更)

本規約の変更については、弊社が変更内容を通知またはウェブサイト上に掲示した後において、マーチャントが本サービスの利用を継続した場合、マーチャントは変更後の規約を承認したものとみなします。

第28条(協議事項)

本規約または本サービスに関連したマーチャントと弊社との間の契約に定めのない事項もしくは解釈につき疑義が生じた場合は、マーチャントおよび弊社は誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

以上

2001年3月20日制定施行

2006年4月24日改定施行

2007年2月22日改定施行

2009年3月1日改定施行